

平成27年度  
筑波大学法科大学院  
[ビジネス科学研究科法曹専攻]  
法学既修者コース 入学試験

法律科目論文試験問題（刑事法）

（90分）

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に受験番号と氏名を記入し、刑法用及び刑事訴訟法用の2種類の答案用紙それぞれに受験番号を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙も含めて3枚であることを確認してください。
- 4) 答案は横書きとし、筆記用具は鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- 5) 配布された六法に、書き込み等はしないでください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

## 刑法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

### 〔事例〕

夫Bと離婚した甲は、働きながら子A（4歳）を育てていた。そんな中、職場の上司で、甲の相談を受けるうちに親しくなっていた乙は、度々甲宅を訪れるようになっていた。乙は、当初はAを可愛がっていたが、Bへの嫉妬から、次第に、Bの子であるAを疎ましく思うようになっていた。ある日、乙は、甲に対して、「仕事が一段落したら、二人で旅行に行かないか。1週間くらい、温泉に行つてのんびりしよう。」と申し向けた。甲が、「Aがいるから、遠出は無理だわ。」と答えると、乙は、「二人きりで旅行に行きたいんだ。Aは置いていけよ。Aのことは、ベビーシッターにでも頼めば良い。」と応じ、インターネットの「子育て掲示板」で見つけた、丙のことを甲に教えた。

次の週末、仕事を終えた甲と乙は、Aを丙宅に送り届けると、二人で旅行に出掛けた。数日後、甲が、旅行の様子をツイートしたところ、友人のCから、「Aくんも一緒なの？」と尋ねられた。甲が事情を話すと、Cは、「それ、料金はすごく安いけれど、預けた子を虐待されたという噂のある人だよ。大丈夫？」と応じた。心配になった甲は、直ぐに丙に電話したが、丙は、「大丈夫、Aくんは元気ですよ。」と繰り返すばかりで、Aを電話口に出すなどはしなかった。甲は、「放っておいたら、Aが危ない。今帰れば、夕方には着く。Aを助けに行こう。」と乙に相談した。乙は、噂が本当ならばAが虐待死させられかねないと思ったが、「邪魔なAなんて、死ねば良い」と考え、「多少は乱暴に扱われても、死ぬことはないだろう。Aなんて放っておいて、二人の時間を愉しもう。」と答えた。これを聞いて、甲も、「確かに、気にしていたら旅行を愉しめないよね。まさか死ぬことはないと思うし、Aのことは、今は忘れるわ。」と応じた。

Aは、丙から、十分な食事も与えられずに鍵のかかった部屋に閉じ込められ、飢えと恐怖から、電話があつた日も朝から泣いていた。その夜、丙が、「あとで飯を持ってきてやるから、いい加減に泣き止めよ。」と申し向けると、丙の厳つい顔に脅えたAは、さらに大きな声で泣き出した。そこで、丙が、「うるせえガキだな。もう死んでしまえ。」と言いながら、力いっぱいAを殴りつけたところ、衝撃で床に打ち付けられたAは、硬膜下出血等により死亡した。

## 刑事訴訟法（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【第1問】及び【第2問】に答えなさい。

### 〔事例〕

被告人Xは、「Yと共謀の上、Yが、平成26年9月23日午前〇〇時頃、東京都文京区◇◇町のV方において、同人所有の△△社製の指輪1個（時価×××万円相当）を窃取したものである。」という窃盗の罪で起訴された（以下、この訴因を「当初の訴因」という。）。

公判において、検察官は、同月15日の日中にXとYが集まって謀議を行ったと主張し、さらに、同日の謀議以外にXがYの犯行に関与した事実はない旨釈明した。これに対し、Xは、「指輪の窃盗には一切関与していない。Yとは15日には会っていない。」と述べて、無罪を主張した。証拠調べにおいても、X側の反証活動は、同日の謀議の有無に関する事項に集中した。

ところが、裁判所は、証拠調べの結果として、Yが、単独で窃盗を計画し、訴因に記載された日時にV方において指輪を盗んだものであるが、その際、Xは、犯行の直前にYの依頼を受け、X所有の自動車をYに貸して、この自動車をYが犯行の際にV方まで行き帰りするのに利用させていた、との確信を得た。

### 【第1問】（35点）

裁判所は、当初の訴因のまま、以下の事実（窃盗の幫助）を認定してXを有罪とすることはできるのか。

「被告人は、Yが、平成26年9月23日午前〇〇時頃、東京都文京区◇◇町のV方において、同人所有の△△社製の指輪1個（時価×××万円相当）を窃取した際、その情を知りながら、X所有の普通自動車をYに貸し与え、これを借り受けたYにおいて同自動車を自ら運転してV方周辺まで行き帰りし、もってYの犯行を容易にさせてこれを幫助したものである。」

### 【第2問】（15点）

裁判所は、当初の訴因のまま有罪とすることができないのであれば、どのような措置をとるべきなのか。また、裁判所は、当初の訴因のまま有罪とすることができるとしても、これに先立って何らかの措置をとるべきなのか。